平成２２年（フ）第３３４号
三重県津市新町１丁目１番27号　ハイシティーアンダルシア204
債務者　北住　健次
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７６１号
神戸市垂水区上高丸３丁目１番27―1514号
債務者　上仮屋由子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２３４号
神戸市東灘区住吉山手５丁目８番12号
債務者　三宅　鈴子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４９３号
神戸市北区花山東町２番24―701号、申立時の住所神戸市北区花山東町２番22―808号
田淵末次方
債務者　尾崎　厚美
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５５２号
神戸市東灘区本山南町１丁目３番２―108号
債務者　秋定　嘉弘
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５８２号
神戸市東灘区青木４丁目２番20―301号、住民票上の住所兵庫県西宮市今津曙町２番14―403号
債務者　大河　太郎
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６１８号
神戸市須磨区千守町１丁目３番45号千守文化204号
債務者　倉本　友信
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６１９号
神戸市中央区坂口通５丁目３番18号Ｍ’ｓビル301、従前の住所神戸市長田区庄山町２丁目４番13号
債務者　五十嵐義也
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４９９号
兵庫県宝塚市中山五月台５丁目２番14―502号、前住所兵庫県西宮市名塩南台２丁目12番地７
債務者　岡田　優子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１０４２号
兵庫県西宮市甲子園口北町16番３―403号リフレ21
債務者　中村　美穂
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０９２号
兵庫県西宮市津門川町11番21―302号
債務者　矢嶋　章吉
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０９６号
兵庫県尼崎市武庫之荘４丁目24番13号　プチグレイス５番館401号
債務者　安西　幸子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１９３号
鳥取県西伯郡伯耆町大殿1234番地４
債務者　三國　慶博
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第６２４号
愛媛県松山市竹原２丁目１番58号　レオパレスＷｉｌｌ竹原102号
債務者　戸澤　大輔
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第６３７号
愛媛県松山市小栗２丁目２番25号
債務者　本吉　　威
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第７０号
大分県杵築市大字相原1052番地２
債務者　林　　利治
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第７２号
大分県杵築市山香町大字野原1525番地４
債務者　岩野　伸介
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第７４号
大分県杵築市山香町大字野原1525番地４
債務者　岩野　裕美
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係